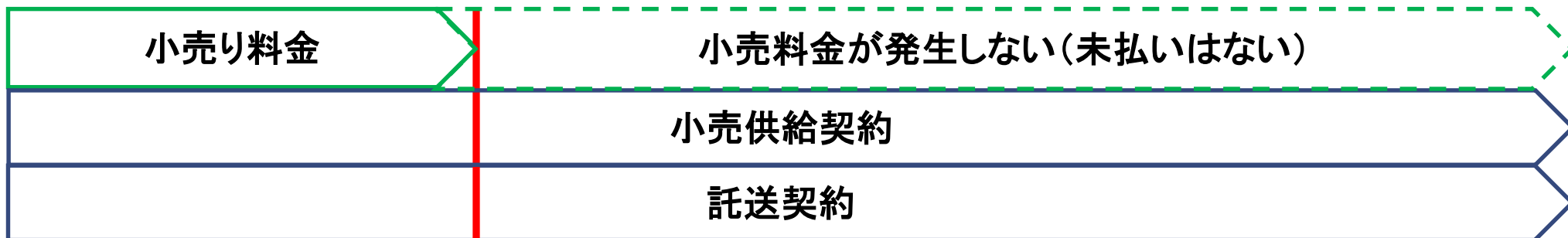


事業者申出による廃止を行えるケースについて

平成27年9月17日

■事業者より、「利用実態のない状態(使用電力量が0kWh)が続いていて、連絡も取れない場合に事業者判断で契約を廃止することは、契約上盛り込んでいれば可能か」と問合せがあった。

■問合せのあったケースの例



▲利用実態がなくなる

小売電気事業者の料金メニューによっては、託送料金のみが発生し続けるケースが想定される。事業者事由の解約ができない場合、この状態を解消する術がなくなってしまう。

■本機関の考え

未払いによる解約の他、小売電気事業者が定める契約書に反した場合に解約できる条項など、解約条件を明記の上契約時に需要者へ説明を行えば、事業者理由により廃止できると考える。
※ただし、小売供給契約解除の方法に対する一定の制約は課されるものと認識。